

更別村農業委員会議事録

令和2年 第8回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和2年 8月19日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和2年 8月19日 (13時25分開会、14時00分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 (出席12名、欠席 0名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	河 瀬 達 也
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

3番 福田委員 4番 塩田委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 河原 崇行
村産業課 産業課長 本内 秀明

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
議案第1号 現況証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 更別村農業委員会の概要 令和2年度版について
- ② 令和2年第9回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和2年第8回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 みなさんこんにちは。第8回の定例会ということで、それぞれ定刻前にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

8月に入り、いよいよ本格的に夏らしくなっておりますが、依然として気象状況は偏っているのかなと思っております。

本日ですが、報告事項3件、議案3件となっておりますが、それぞれ慎重なる審議をお願いいたしまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。3番 福田委員、4番 塩田代理、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議 長】 それでは議件の方に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事 務 局】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。7月定例

総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今それぞれ報告がありました。この件について何かご質問があればお願いいたします。

(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいですか？

(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 次に、報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明をお願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。

別紙で配布しています、資料 議件説明用をご覧ください。

1. 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告 農地法第4条第1項で、農地を農地以外のもの、例えば農家住宅、格納庫、畜舎等を建築する敷地にする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

ただし、※印の一つ目で、地方自治法に基づき北海道知事の権限に属する事務の一部が移譲されており、4ヘクタール以下の農地の転用案件は更別村が処理することになっています。

※印の二つ目、農地の転用許可後、許可に係る土地が転用目的に供されないまま放置されないよう、工事が完了するまでの間、許可日から3ヶ月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告と、工事が完了したときは遅滞なくその旨を報告するよう許可条件に付しています。

議案をご覧ください。今回、農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料1頁になります。完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員にお願いをしております。

【議長】 ただいま説明がありました。それを踏まえて現地確認いただいた塩田代理より報告をお願い致します。

【塩田代理】 昨日 18 日の日に現地確認してまいりました。転用に関わる目的に沿った格納庫並びに管理スペースということで、完了していたことを報告します。

【議 長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事 務 局】 報告第 3 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。7 月定例総会議案調製以降、2 件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。
(報告案件朗読)

【議 長】 ただ 2 件の今報告がありました。この件につきましてご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 いかがでしょうか、なければよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは報告事項の方は終了させていただきます。

(4) 議案第 1 号 現況証明願について

【議 長】 これより議案に入らせていただきます。議案第 1 号、現況証明願について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 1 号、現況証明願について説明致します。
議件説明用の資料をご覧ください。2. 議案第 1 号 現況証明 になります。

登記簿上は農地に該当する地目(畑・田等)ですが現況が農地ではない場合、農地に該当するかどうかの判断は、前提として農業委員会を通さなければならぬ規定はありません。

しかし、場合によっては違法転用につながるおそれがありますので、農地かどうかの判断は慎重に検討する必要があり、農業委員会に相談することが望まれます。

このことから、不動産登記法による地目認定と農地法との相互運用を図るため、農地等以外の土地について、権利の登記又は建物を建築する等に際し現況の証明を必要とする方には、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会に対し現況証明願出書を提出させているところです。

※印三つの一つ目、現況証明書の発給は、法律に基づく行政処分ではなく、農業委員会が事実上の証明行為として行っているサービス行為です。

二つ目ですが、証明に当たっては農業委員3名以上で現地調査を行い、農業委員会総会で審議した後に証明書を発行することになっています。

※の三つ目、現況証明書を付けずに法務局へ地目変更登記申請をすることもできますが、その場合、法務局登記官が農業委員会へ現況を照会し、回答を受けるまで処理を留保することになります。

議案をご覧ください。今回2件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

(報告案件朗読)

1件目です。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。2頁に願出地の図面を付けております。図面中央辺りの斜線箇所になります。

こちらは、今年4月の定例総会で報告しました、格納庫の建築のための転用に係る土地となります。

議案に戻りまして、2件目です。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。3頁に願出地の図面を付けております。現在の宅地の南側の2筆と、南11線の向かい側の3筆になります。

現地調査につきましては、それぞれ担当委員を含む3名の委員をお願いをしております。

【議長】 ただ2件の報告がありましたが、まず1件目、願出人Aさんの方からありました件につきまして、現地確認いただきました、日崎委員より報告お願い致します。

【日崎委員】 13日の日に現地確認してまいりまして、この地番にかかるような形で格納庫が建てられたことを確認してまいりました。

【議長】 ただいま日崎委員より報告がありました。この件につきまして、何かご意見があればお願いいたします。
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。
次2件目の願出人ですが、Bさんからの件であります。この件について、現地確認いただきました小野委員の方より報告お願い致します。

【小野委員】 16日の日に福田委員、及川委員と現地確認してきました。宅地周りの土地として、農地・採草放牧地以外ということを確認してきました。

【議長】 ただ今の報告を受けて、ご意見があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか。なければこの件につきましても、証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは2件とも証明するものと致します。

(5) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。

議件説明用資料をご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

農地法第3条第1項、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされています。

いわゆる相対での賃貸借や売買などを、当事者同士が金額等内容を決め、その内容で農業委員会へ許可申請する場合は、この法律に基づくところになります。

ただし、次のページの※印で例外規定の主なものを載せております。ここに該当する場合は農地法第3条第1項の許可が不要となります。

内容については後ほど確認していただきたいと思いますが、よくあるのが、マルポツの4番目、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画により権利が設定または移転される場合、これは農地のあっせんからの流れで更別村が作成する計画のことですが、この計画であれば農地法の許可も契約書の作成も不要となります。

例外規定の下には事務の流れの図を載せております。

その下、農地法第3条第1項の許可を行うに当たっては、要件が数点ございまして、それがこちら、農地法第3条第2項で、前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができないとされています。

(1)機械の所有状況、従事者の数等から見て、権利の取得後、すべての農地等を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

(2)農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合

(3)略

(4)権利を取得しようとする者又は世帯員等が、必要な農作業に常時従事すると認められない場合

(5)取得後の農地等の面積の合計が、2ヘクタールに達しない場合

(6)略

(7)耕作又は養畜の事業の内容、農地等の位置、規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、周辺地域における農業上の利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

※印は省略します。これらに該当する場合は、許可することが出来ません。

議案をご覧ください。所有権移転1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料4頁からになります。4頁に図面、5頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、これは6頁の方になります。6頁の左上に表が載っております。この表に譲受人Cさんとその世帯員の方が有する現在の経営面積が載っており、下限面積の2haに達していることが分かるかと思えます。続きまして今の表のすぐ下「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、7頁です。7頁左側の下段「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは4頁から資料の確認があるんですが、お目通しいただく前に現地確認いただいた及川委員より報告をお願い致します。

【及川委員】 8月11日、現地を見てまいりました。ただいま山林となっている土地に作物が植えられていて、農地として利用していることを確認してまいりました。

【議長】 ただいまの報告を踏まえて、4頁から7頁まで、少し時間を取りますので、お目通しいただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。
(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、審議の方へ入りたいと思います。ただいまの説明、資料を含め、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか。なければこの申請に対して許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(6) 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局】 議案第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

議件説明用の資料3頁をご覧ください。「4. 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん」になります。前回の総会であっせん結果報告の説明をした資料と同じ内容の資料を再度載せております。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項で「農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

続いて「あっせん」とあります。あっせんとは、記載のとおり、北海道のあっせん事業実施要領、更別村のあっせん基準に基づき、農業委員会が実施主体となり、あらかじめあっせん譲受等候補者名簿に登載された方をあっせんの相手方として選定し、農業委員の中から選ばれたあっせん委員

によって農用地等の権利移動を行うことです。

議案をご覧ください。賃貸借1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料8頁に申出地の図面を付けております。

こちらについては従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この度賃貸の農地のあっせん申出がありました。それで中身については従前と変わらない訳であります。この申し出に対してあっせんを行ってよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではあっせんをするものと致します。

それではあっせん委員を選ばせていただきます。

九々委員、日崎委員、岡委員、及川委員。取りまとめ、九々委員ということでもよろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、委員さんの都合がよければ定例会終了後でもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは定例会終了後に開催することと致します。

議案については以上で終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 更別村農業委員会の概要 令和2年度版について

【議長】 これよりその他の方へ移ります。一つ目、更別村農業委員会の概要 令和2年度版について説明をお願い致します。

※別添により配布。

(2) 令和2年 第9回農業委員会定例総会について

※第9回定例総会は、9月25日(金)13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 前回の定例会の時にお話をさせていただきました、それぞれ委員さんの農地の売買・賃貸の方法について、長年、例えば賃貸が始まってその後20年30年と長期に亘って中身が変わっていない状況、また、農地の価格についても、昭和の後半から令和ときているわけですが、そこらへんも価格について、それぞれ委員さんの闊達なご意見をお伺いしたいという事でご案内しておりました。一回閉めた後にそれぞれ簡単に、それぞれ委員さんの思っているところを述べていただければなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは第8回の定例会であります、それぞれ委員さんの慎重なる審議のもと、無事終了することが出来ました。ありがとうございます。

これから馬鈴しょの収穫をはじめ、何かと忙しくなっまいります。また暑さもいつまで続くのか、あるかと思いますが、それぞれ農作業事故等には十分留意され、作業にあたっていただければと思っております。本日は大変ありがとうございました。